令和９年度座間市立小・中学校

ICT 活用教育支援業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和８年１１月

座間市教育委員会

令和９年度座間市立小・中学校 ICT 活用教育支援業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

１　趣旨

この実施要領は、令和９年度座間市立小・中学校 ICT 活用教育支援業務を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により受託候補者を特定するために必要な事項を定めるものとする。

２　業務の概要

⑴　件名

令和９年度座間市立小・中学校 ICT 活用教育支援業務委託

⑵　業務内容

別紙「令和９年度座間市立小・中学校 ICT 活用教育支援業務委託」仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

⑶　履行期間

契約締結日から令和１０年３月３１日まで

３　予算上限額

予算上限額　２５，１９８，８００円（消費税及び地方消費税を含む。）

※注１　参考見積は予算上限額を超えてはならない。

※注２　当該委託に係る予算の議決が得られないときは、契約事務手続きを行わない。なお、この場合において市はいかなる責めも負わない。

４　参加資格要件

参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

⑴　令和８年１１月１日時点で、座間市入札参加者名簿（営業種目：情報処理業務委託）に登録されていること。

⑵　地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しない者。

⑶　法人税、消費税、地方消費税、事業税若しくは県民税又は市内に事務所若しくは事業所を有している者にあっては、市民税、固定資産税及び都市計画税を滞納していない者。

⑷　座間市競争入札参加停止及び指名停止等措置要綱（平成２４年４月１日施行）に基づく停止措置を受けていない者。

⑸　座間市暴力団排除条例（平成２３年座間市条例第２４号）第２条第２号に規定する暴力団、同条第４号に規定する暴力団員等若しくは同条第５号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第７条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められない者。

⑹　神奈川県暴力団排除条例（平成２２年神奈川県条例第７５号）第２３条第１項又は第２項

の規定に違反していない者。

⑺　経営状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者。

⑻　過去５年以内に、国又は地方公共団体が発注した同様の業務（小・中学校における ICT を活用した教育支援業務、小・中学校１５校程度）を元請として受注し完了した実績があること。

⑼　情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）として（ISO/IEC 27001）を ISMS 認証機関より付与されていること。令和８年１１月１日時点で、その停止および取り消し処分を受けていないこと。

⑽　令和８年１１月１日時点で Google Workspace:Co-sell & Services Partner の認定及び Google for Education 教育 DX パッケージ認定パートナーの認定を受けていること。

5　説明会

本プロポーザルに関して説明会は実施しない。

6　参加表明手続

⑴　提出書類

①　プロポーザル方式参加表明書（様式１）

②　誓約書（様式２）

③　業務委託実績申告書（様式３）

・業務委託実績を確認できる契約書の写しを添付すること。

④　ISO/IEC 27001 の証明書の写し

⑤　Google Workspace:Co-sell & Services Partner 及び Google for Education 教育 DX パッケージ認定パートナーの資格認定日の確認資料の写し

⑵　提出先

第１６項のとおり

⑶　提出方法

提出先へ直接持参又は郵送（書留等郵便物の送達課程が記録されるもの）により提出すること。

⑷　提出期限

令和８年１２月９日（水）正午まで（郵送の場合も必着厳守）

⑸　参加資格要件の確認結果

提出された参加表明書等を確認のうえ、プロポーザル方式参加資格確認結果を通知する。（令和８年１２月１１日（金）正午までにメールで通知予定）

7　質問書の提出と回答

提案書の作成について質問がある場合は、次のとおり受け付ける。

①　受付方法

・質問書（様式５）により、電子メールのみで受け付ける。なお、メールの件名に【ICT 活用教育支援業務委託提案質問】と表記すること。

・メール送信後、担当課に送信確認の電話をすること。

・電話・来庁等口頭による質問は不可とする。

②　受付期間

令和８年１２月１４日（月）１３時から、令和８年１２月１８日（金）正午まで

※受付期間終了後は、質問は受け付けない。

③　提出先

メールアドレス　　kkenkyu@city.zama.kanagawa.jp

④　回答方法

質問に対する回答は、一括して回答書に取りまとめ、令和８年１２月２５日（金）正午までに、市ホームページに掲載する。

8　提案書等の受付

参加資格要件を確認した結果、参加資格を有すると認められる者から、次のとおり提案書等を受け付ける。

⑴　提出書類

提出書類及び部数は、次のとおりとする。

様式名	様式の内容	提出部数	
		正本	副本
様式A	提案書正本用表紙（法人名・代表者印押印）	１部	－
様式B	提案書副本用表紙（無記名）	－	８部
任意様式	提案書	１部	８部
様式４	参考見積書	１部	－

⑵　提案件数

提案書は１者につき１提案のみとする。同一企業の本社、支店等での重複応募は認めない。

⑶　提出先

第１６項のとおり

⑷　提出方法

提出先へ直接持参すること。

⑸　提出期限

令和９年１月１３日（水）１７時まで（必着）

⑹　提案書等作成上の留意事項

①　作成方法について

・用紙は、Ａ４判両面印刷、縦型、横書、左綴じを原則とする。

・表紙を除き１５枚以内で作成する。

・様式は任意とする。ただし、別紙「令和９年度座間市立小・中学校 ICT 活用教育支援業務委託プロポーザル評価基準表」における記載の順に作成すること。

②　字体について

・字体は任意とするが、文字のサイズは１１Ｐ以上が望ましい。

③　提案書正本について

・正本の表紙（様式A）には、法人名等を記載のうえ、代表者印を押印する。

・提出部数は、1部とする。

④　提案書副本について

・審査資料とするため、副本の表紙（様式B）及び提案書中には、提案者が特定できる法人名、ロゴマーク等の表示及び記述を一切しないこと。

・提出部数は、８部とする。

⑤　参考見積書（様式４）について

・仕様書を精査のうえ、様式４を使用し、記名・押印のうえ提出すること。

・参考見積額は、予算上限額を越えないこと。

・提出部数は、1部とする。

⑺　その他

①　参加資格確認の結果、資格有りとされた場合において、提出期限までに提案書の提出がないときは、辞退したものとする。

②　提出された提案書は返却しない。

③　提案書提出後の追加及び修正は認めない。

④　提出書類の著作権は本市に帰属し、本案件に関する報告、公表のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

⑤　市は、提出された書類について、座間市情報公開条例(平成１６年座間市条例第１７号)の規定による請求に基づき、第三者に開示することがある。

9　プレゼンテーション等

次のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

①　日　時　　令和９年１月２０日（水）　時間等は別途通知

②　場　所　　座間市役所　本庁舎３階　３－２会議室

③　内　容　　提案者１者につき、３５分以内（提案２０分、質疑応答１５分程度）

④　出席者　　提案者１者につき、３名以内（１名は、事業所内で管理指導にあたる統括責任者であること）

※統括責任者とは：仕様書５（１）アを参照

⑤　その他

（ア）プレゼンテーションで機器類を使用する場合は事前に連絡すること。

スクリーン、プロジェクター、接続ケーブル（ＨＤＭＩ）は事務局で用意するが、パソコンは提案者が用意すること。

（イ）提案者が５者以上になった場合は、座間市立小・中学校 ICT 活用教育支援業務委託プロポーザル選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において、あらかじめ提案書について事前評価を行い、上位４者に対しプレゼンテーション及びヒアリングを行うものとする。

（ウ）提案者が１者であった場合でも選考を行うものとする。

（エ）プレゼンテーション及びヒアリングにおいて、提案者が特定される表現をしないこと。

（オ）プレゼンテーションに出席しなかった者は、辞退したものとみなす。

10　評価方法

⑴　評価は、選定委員会が行う。

⑵　評価方法は、選定委員会が提案資料を基にプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、別紙評価基準表に照らして提案内容等を評価する。

⑶　評価の結果、最も評価点数が高い者を第１受託候補者とする。また、２番目に評価点数が高い者を第２受託候補者とする。

なお、最高評価得点者が２者以上となった場合は、提示された参考見積額がより廉価な提案者を第１受託候補者とする。

⑷　プレゼンテーション及びヒアリングに参加した選定委員会の評価点数で受託候補者を特定する。

⑸　評価点数が満点の６０％未満の場合は失格とする。

なお、プレゼンテーション及びヒアリングに参加した選定委員会委員の全配点合計を満点とする。

11　結果の通知

結果は令和９年１月２９日（金）に参加者に文書で通知するとともに、座間市ホームページに掲載する。

12　本公募型プロポーザル方式の結果及び契約について

⑴　第１受託候補者に特定された参加者は、提出書類に基づき、具体的業務内容を市と協議するものとし、市と第１受託候補者との間で具体的事業内容及び契約金額について合意に達した場合に限り、業務委託契約を締結することとする。

⑵　契約及び手続きは、座間市契約規則及び契約約款による。

⑶　契約の締結にあたっては、令和９年３月座間市議会定例会における令和９年度当初予算案の承認を前提条件とする。

⑷　第１受託候補者が辞退その他の理由で契約できない場合は、第２受託候補者と契約に向けた協議を行う。

13　提案資格の喪失等

次のいずれかに該当するときは、当該業務に係る提案はすることができない。また既に提出された提案書は無効とする。

⑴　「４　参加資格要件」に規定する要件を満たさなくなったとき。

⑵　参考見積額が予算上限額を越えている場合。

⑶　市に提出した書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

⑷　本プロポーザルの公平性に影響を与える行為があったとき。

14　その他

⑴　プロポーザルに係る書類作成その他一切の費用は、本プロポーザルに応募する者の負担とする。

⑵　審査結果に関する問い合わせ、異議等は受け付けない。

⑶　この要領に定めるもののほか、必要な事項については選定委員会が定める。

15　スケジュール

No.	内　　容	期　　日
1	募集告知開始	令和８年１１月２７日（金）
2	参加表明書提出	令和８年１２月　９日（水）正午まで
3	参加資格確認結果通知	令和８年１２月１１日（金）正午まで
4	質問書受付期間	令和８年１２月１４日（月）１３時から １２月１８日（金）正午まで
5	質問書に対する回答	令和８年１２月２５日（金）正午まで
6	提案書提出期限	令和９年　１月１３日（水）１７時まで
7	審査会（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和９年　１月２０日（水）

8	評価結果通知	令和９年　１月２８日（木）
9	契約事務手続	令和９年　４月上旬予定
10	業務開始	令和９年　４月　５日（月）予定

16　書類の提出先及び問合せ先

〒252-8566

神奈川県座間市緑ヶ丘一丁目１番１号

座間市教育委員会　教育部　教育研究所　研究相談係

電　話　０４６-２５２-８４６０（直通）

ＦＡＸ　０４６-２５２-４３１１

E-mail　kkenkyu@city.zama.kanagawa.jp